

近代岡山県社会福祉史

——岡山県濟世顧問・委員制度の動向と過程——

阿部 紀子

本稿では、岡山県の近代社会事業史に就いて研究しており、特に、現在の民生委員の濫觴であると言われる濟世顧問制度を取り上げている。此の濟世顧問制度は、全国で初めての県の社会事業機関であり、又、防貧活動である。91
その為、様々な展開を繰り広げているのである。

第一章第一節では、濟世顧問の成立過程から濟世委員制度制定に至る迄について述べている。濟世顧問制度制定のきっかけとなった地方长官会議について当岡山県知事笠井信一が述べているが、その事が真意であるかどうかの検討をしてみると、笠井が天皇から「県下の貧民状態について」の下問がある予想がついていたであろうにも関わらず、調べていなかった事を誤魔化していた。又、濟世顧問を防貧活動にしたのも、笠井の見栄であった様にも感じ取れた為、救貧よりも防貧とした理由を取り上げている。

第二節に、米騒動期に、濟世顧問が機能していたのかを分析している。制定一年後の岡山県米騒動は、全国市町村発生件数が一番多かった。しかし、笠井の原敬にあてた手紙には、「濟世顧問設置町村にて騒動は起こらず」と言っ

た内容を送っている。そこで、本当に濟世顧問がいる町村に、騒動が起こっていないかどうかを調べたところ、市町村発生件数五十一件の内、濟世顧問設置町村十二箇所が、含まれていた。又、濟世顧問設置町村と濟世顧問非設置町村での発生の仕方についても検討してみたが、余り変わりが見られなかった。

しかし、此の濟世顧問の活動が機能していないという事が、明るみとなった為、濟世顧問自ら一九一九（大正八）年に、社会事業協会の発起人となる事や、県知事が郡市町に督励の牒命を出す等、拡充強化を狙っていたが、結局、県が濟世顧問の補助機関を制定する事とした。だが、米騒動が発生した年から三年経過している事により、何故方面委員制度の様によく施行を行なわかったのかという点に疑問に感じたので、県当局や県会に関係があるのか、又は、方面委員制度が徐々に全国へ広がりを見せている為の対抗心なのかを研究したが、はっきりとした資料がない為、確信は出来ていない。

第二章では、戦時下体制の濟世顧問の変化について検討している。

特に、一九三五（昭和十）年の濟世事業大会で取り上げられた名称統一問題は、濟世顧問・濟世委員の二重化体制の矛盾が明るみとなり、変化せざるを得ない状況に追い込まれる事であった。最初、濟世委員から名称を統一せよという革新派の意見があり、それに対して名称統一に反対という保守派と言いつ争い始め、折衷案であった県当局に意向を求める事となったが、県当局は保守派が期待していた答えは出さず、濟世委員を存廃して方面委員という形を取ったのである。これは、全国に歩調を合わせようとする県側の都合に合う結果となった。

しかし、一九三七（昭和十二）年一月十五日の方面委員令制定後、濟世顧問と方面委員とで手を取り合って協力していたが、戦時下体制となつてから救貧より防貧を重視する様になり、濟世顧問の力が盛り返す事となった。時代の

状況によって救貧と防貧のどちらかに偏っており、均衡のとれた活動はなかった。その為、方面委員の力が弱まって、濟世顧問の力が強まっていった動向について述べている。

第三項で、濟世厚生委員制度の成立について検討しているが、何故岡山県が、再び地方色を強めようとしたのかを、岡山県方面委員制度から厚生委員に至る迄の動向から見ている。

以上、濟世制度に関わる出来事を簡潔に述べたが、最終的に濟世顧問が何故そんなに根強さを持っていたのかを検証している。又、濟世顧問・委員の活動から、今迄の先行研究に取り上げられなかった問題点や矛盾点に注目し、述べている。今後の研究として、この問題点や矛盾点を核にして、多方面に広げていこうと思う。